

○八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成19年2月7日

教育委員会規則第2号

改正 平成21年3月4日教育委員会規則第 平成29年4月12日教育委員会規則第2  
2号 号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき八王子市立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨を達成するため、学校ごとに協議会を置くことができる。

2 前項の規定により設置した協議会において、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会  
が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1つの協議会を置くことができる。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(委員の任命)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 学識経験者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

- 2 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。
- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会の運営に著しい支障を来すような行為
- (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為
- (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

(委員の免職)

第7条 教育委員会は、委員が退職を願い出たときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(学校運営に関する基本的な方針等の承認)

第9条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画
- (2) 教育課程の編成に関する事
- (3) 組織編成に関する事
- (4) 配分予算の編成に関する事
- (5) 施設の管理に関する事

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針等に従って学校の運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第10条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(分限及び懲戒に関する事項を除く。)について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が都費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(会議)

第11条 会長は、協議会の会議を招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があるときは、対象学校の校長その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 校長は、会長と協議のうえ、会議に職員を出席させ意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開とする。ただし、対象学校の職員の人事に関する事項その

他の事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第13条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導又は助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(運営に必要な事項等)

第15条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

3 協議会は、教育委員会に届出のうえ、別の名称を用いることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月4日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月12日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成29年4月12日から施行する。